

上信越高原國立公園
(志賀高原地域)

公園計画書

平成 31 年 1 月 31 日

環境省

目 次

1 基本方針.....	1
2 規制計画.....	3
(1) 保護規制計画及び関連事項	3
ア 特別地域.....	3
(ア) 特別保護地区	4
(イ) 第1種特別地域.....	6
(ウ) 第2種特別地域.....	9
(エ) 第3種特別地域.....	12
イ 関連事項.....	15
(ア) 採取等規制植物.....	15
(イ) 乗入れ規制区域及び期間	21
(ウ) 普通地域	22
ウ 面積内訳.....	23
3 事業計画.....	25
(1) 施設計画.....	25
ア 利用施設計画	25
(ア) 集団施設地区	25
(イ) 単独施設	27
(ウ) 道路.....	29
a 車道	29
b 歩道	30
(エ) 運輸施設	32
4 参考事項.....	34
(1) 過去の経緯	34
(2) 供覧用総括図（冊子綴じ込み版）	35

1 基本方針

上信越高原国立公園は、浅間山、四阿山、白根山、岩菅山等の火山群やそれらの山麓の火山性高原、谷川連峰等の構造山地に、巨大な溶岩台地である苗場山の地域等を合わせ、我が国を代表する山岳及び高原景観地である。

志賀高原地域は、長野県北東部の群馬県との県境部に位置し、笠ヶ岳、岩菅山等に代表される 2,000m 級の山々、火山起源の地質からなる高原及び雑魚川、魚野川が開析した渓谷等を含む地域である。本地域は、これらの異なるタイプの地形・地質要素が集まることで広大な高原景観が作り出されており、火山を起源としたカルデラ内の緩斜面等に多数点在する大小の池や高層湿原、魚野川源流域一帯の手つかずの広大なブナまたはオオシラビソの原生林等と相まって、一体的な傑出した景観を作り出している。

本地域が有する風致景観の現況を踏まえながら、その保全と適切な利用の推進を図るため、以下の方針により公園計画を定めるものとする。

(1) 規制計画

ア 特別地域

(ア) 特別保護地区

火山を起源としたカルデラ内の緩斜面等に多数点在する大小の池や高層湿原を有する志賀山は、志賀高原を象徴する類い稀な山岳景観を形成する。また、樹齢 200 年を越す原生的なブナ・ミズナラ林がまとまった面積で残され原生的な状態を保持している魚野川源流域においては、貴重な自然環境を保持している地域である。これらは本地域の核心部分に当たることから、特に厳重に景観の保護を図るために特別保護地区とする。

(イ) 第 1 種特別地域

魚野川源流域のうち高標高地でオオシラビソを中心とした亜高山帶針葉樹林が分布する地区、特徴的な山岳景観が見られ高山植生等の貴重な自然を有する岩菅山、鳥甲山、笠ヶ岳等の地区、西館山西斜面でブナ高齢林が分布する地区及び分布の南限となるスミレ類等の貴重な湿原植物が生育する北ドブ湿原は、良好な風致を保持している。これらの地区は特別地域のうちでは風致を維持する必要が最も高く、現在の風致を極力保護することが必要な第 1 種特別地域とする。

(ウ) 第 2 種特別地域

北ドブ湿原の集水域、ブナの天然林などの良好な風致を示す地域及び一の瀬、高天ヶ原、琵琶池など利用上重要な土地とその周辺地で、現在の風致を保護する必要がある地域を第 2 種特別地域とする。

(エ) 第 3 種特別地域

上記の地域と一体となって風致を形成している地域、人工林や二次林を主体とした地域について、風致に重大な影響を及ぼさない範囲でこれらの土地利用と調整しつつ、風致の維持を図る必要のある地域を第 3 種特別地域とする。

(2) 事業計画

ア 施設計画

(ア) 利用施設計画

a 集団施設地区

周囲の湖沼や湿原の自然探勝、岩菅山等への登山の拠点として、効果的な利用施設の整備が必要であることから、集団施設地区に指定し、適切な整備方針等を定める。また、地区内に整備計画区を計画する。

b 単独施設

本地域の特色である個性的な山岳景観や高原・湖沼景観を探勝するため、山岳地域及び山麓・山間に位置する高原地域において、適切な利用の推進が図られるよう、バランス良く計画を配置する。

計画にあたっては、利用状況を踏まえ公園利用上必要な施設について、事業実施の可能性や施設整備による風致景観への影響を考慮し、適切な種別の計画を位置づける。

c 道路（車道）

集団施設地区への到達路や公園の利用地点を繋ぐ車道のうち、公園利用上必要な路線を位置づける。

d 道路（歩道）

本地域の特色である個性的な山岳について、適正な利用を推進するために各山岳の特性に応じた、登山道としての歩道を計画する。また、山麓・山間に位置する高原やそこに点在する湖沼を利用するため、自然探勝路としての歩道を計画する。さらに、公園全体や公園内外の歩く利用に対応するため、利用拠点を繋ぐよう広域的に歩道を計画する。

e 運輸施設

スキー場等における夏季の自然探勝や展望利用を行うため、索道運送施設を計画する。

なお、路線等線的な広がりをもつ施設計画については、集団施設地区内においても、その位置を示すことを目的として、公園計画上に位置づけるものとする。

2 規制計画

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
長野県	下高井郡山ノ内町内 国有林北信森林管理署 30 林班から 49 林班まで及び 176 林班の全部 下高井郡山ノ内町 大字佐野、大字平穂及び大字夜間瀬の各一部	17,338 〔国 5,584 公 1,965 私 9,789〕
	下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 59 林班の全部並びに 54 林班から 58 林班まで、60 林班から 64 林班まで、142 林班から 145 林班まで及び 152 林班から 156 林班までの各一部 下高井郡木島平村 大字上木島の一部	1,933 〔国 1,928 公 5 私 0〕
	下高井郡野沢温泉村内 国有林北信森林管理署 127 林班から 130 林班までの各一部	208 〔国 208 公 0 私 0〕
	下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 50 林班及び 51 林班の全部並びに 52 林班から 55 林班まで、121 林班から 124 林班まで、126 林班及び 127 林班の各一部 下水内郡栄村 大字堺の一部	1,690 〔国 1,539 公 37 私 114〕
	合 計	21,170

※合計は、端数処理の関係で一致しない。

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表 2 : 特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
長野県	下高井郡山ノ内町内 国有林北信森林管理署 35 林班及び 45 林班の全部並びに 31 林班、 32 林班、34 林班、43 林班、44 林班、46 林班及び 47 林班の各一部 下高井郡山ノ内町 大字平穏の一部	$\begin{cases} \text{国} & 2,914 \\ \text{公} & 2,086 \\ \text{私} & 0 \\ \end{cases}$ 828
	合 計	2,914

(表3：特別保護地区内訳表)

名 称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
魚野川源流部 (広葉樹林帶)	下高井郡山ノ内町内 国有林北信森林管理署 35 林班及び 45 林班の全 部並びに 31 林班、32 林 班、34 林班、43 林班、 44 林班、46 林班及び 47 林班の各一部	魚野川源流部の標高約 1,200~2,000m の範囲には、緑色凝灰岩（グリーンタフ）の 上に日本でも有数の広大で原生的な森林が広がっている。そのうち標高の低い部分に 広がる典型的な日本海型のブナ林は林齢が 200 年を超え、当該地域を特徴づける景観 要素としてイヌワシをはじめとした野生動物が数多く生息・生育し、本地区の景観を 形付けている。 これらのことより、特に厳重に景観の維持を図るべき地区である。	2,086 〔 国 2,086 公 0 私 0 〕
志賀山	下高井郡山ノ内町 大字平穏の一部	志賀高原南部の志賀山周辺には、火山活動によるカルデラ地形が形成され、四十八 池や大沼池等の多数の池及び湿原が点在する志賀高原を象徴する特異的な景観を有し ている。また、溶岩台地上にはオオシラビソを中心とした亜高山帯針葉樹林が成立 し、湿原の植生とともに貴重な自然環境を保持している。 これらのことより、特に厳重に景観の維持を図るべき地区である。	828 〔 国 0 公 0 私 828 〕
合 計			2,914

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4: 第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
長野県	下高井郡山ノ内町内 国有林北信森林管理署 30 林班、33 林班、36 林班から 42 林班まで、48 林班、49 林班及び 176 林班の全部並びに 31 林班、32 林班、34 林班、43 林班、44 林班、46 林班及び 47 林班の各一部 下高井郡山ノ内町 大字佐野、大字平穏及び大字夜間瀬の各一部	5,468 (国 3,498 公 47 私 1,923)
	下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 59 林班の一部	7 (国 7 公 0 私 0)
	下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 50 林班から 55 林班までの各一部	754 (国 754 公 0 私 0)
合 計		6,230

※合計は、端数処理の関係で一致しない。

(表5：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
鳥甲山及び遠見山	下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 50 林班から 55 林班までの各一部	特異な地形を持つ鳥甲山の南斜面及びカヤノ平東方の遠見山の南斜面に位置する。 鳥甲山南斜面は主にオオシラビソ等の針葉樹と崩壊地や岩場となっており、遠見山南斜面は主に典型的なブナの天然林で、双方とも林齡は 200 年を超えている。良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、風致を極力保護することが必要な地域である。	754 〔国 754 公 0 私 0〕
北ドブ湿原	下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 59 林班の一部	カヤノ平北部に位置する高層湿原で、チシマウスバスミレやオオバタチツボスミレなど、多くの湿原植物が確認されている。良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、風致を極力保護することが必要な地域である。	7 〔国 7 公 0 私 0〕
魚野川源流域 (針葉樹林帶)	下高井郡山ノ内町内 国有林北信森林管理署 30 林班、33 林班、36 林班から 42 林班まで、48 林班及び 49 林班の全部並びに 31 林班、32 林班、34 林班、43 林班、44 林班、46 林班及び 47 林班の各一部 下高井郡山ノ内町 大字平穏の一部	魚野川源流域のうち、亜高山帯に属する部分に位置し、赤石山から野反湖まで伸びる稜線付近及び岩菅山の稜線付近の部分である。 オオシラビソ等の林齡 200 年を超える天然林が広がるほか、岩菅山稜線付近はハイマツや志賀高原地域で唯一高山植生が見られる。また、広大な岩場や草地が広がり、非対称稜線を形成している。良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、風致を極力保護することが必要な地域である。	4,986 〔国 3,318 公 0 私 1,668〕

名 称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
焼額山山頂	下高井郡山ノ内町 大字平穏及び大字夜間瀬の各一部	焼額山の山頂に位置する。稚児池と池塘を含む高層湿原を形成しており、周囲にはハイマツが生育する。良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、風致を極力保護することが必要な地域である。	16 (国 0) (公 11) (私 6)
西館山西斜面	下高井郡山ノ内町 大字平穏の一部	西館山の西側斜面に位置する。低標高域に林齡 100 年を超える天然生ブナ林が広がるなど、良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、風致を極力保護することが必要な地域である。	127 (国 0) (公 0) (私 127)
笠ヶ岳	下高井郡山ノ内町内 国有林北信森林管理署 176 林班の全部 下高井郡山ノ内町 大字佐野及び大字平穏の各一部	笠ヶ岳北斜面に位置し、オオシラビソ、シラビソ等の針葉樹が主となる天然林で、林齡が 200 年近い。 笠ヶ岳は笠型の特徴ある山の形をしており、北斜面はスキー場の開発がされておらず、原生的な自然環境が残されている。良好な風致を保持しており、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高く、風致を極力保護することが必要な地域である。	339 (国 180) (公 36) (私 122)
合 計			6,230

※合計は、端数処理の関係で一致しない。

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6: 第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
長野県	下高井郡山ノ内町 大字佐野、大字平穏及び大字夜間瀬の各一部	6,822 (国 0) (公 605) (私 6,217)
	下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 54 林班から 64 林班まで及び 152 林班の各一部	529 (国 529) (公 0) (私 0)
	下高井郡野沢温泉村内 国有林北信森林管理署 129 林班の一部	114 (国 114) (公 0) (私 0)
	下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 50 林班から 54 林班までの各一部 下水内郡栄村 大字塙の一部	369 (国 332) (公 37) (私 0)
合 計		7,834

※合計は、端数処理の関係で一致しない。

(表7：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域	地 区 の 概 要	面 積 (ha)
毛無山北	下高井郡野沢温泉村内 国有林北信森林管理署 129 林班の一部	毛無山の北側斜面に位置する。樹齢 200 年を超えるブナ、ナラ等の落葉広葉樹林の天然林が残存している。 利用上重要な土地及びその周辺地であり、現在の風致を保護する必要がある地域である。	114 (国 114 公 0 私 0)
志賀高原及び雑魚川流域	下高井郡山ノ内町 大字平穏及び大字夜間瀬の各一部 下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 54 林班から 58 林班まで及び 60 林班から 64 林班までの各一部 下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 50 林班から 54 林班までの各一部 下水内郡栄村 大字堺の一部	県道奥志賀公園栄線のうち、木島山東側の国立公園境界部から秋山林道との合流に至るまでの沿線、雑魚川周辺及び支流域、志賀草津線沿線から琵琶池周辺、渋峠、横手山等を含む区域である。 雑魚川流域はブナ、ナラ等の広葉樹からなる林齢 200 年前後の天然林と、雑魚川渓谷が一体となった優れた景観がみられる。県内でも有数のイワナの遊漁が可能な地域となっており、志賀高原漁業協同組合による在来イワナ個体群の保全が行われている。また、渋峠及び横手山周辺はオオシラビソを中心とした亜高山帯針葉樹林となっており、笠ヶ岳を含む志賀高原一帯を展望できる。このほか、一の瀬湿原、田ノ原湿原、琵琶池等の数多くの湿原及び池沼を含み、湿原植物が生育する。 利用上重要な土地及びその周辺地であり、現在の風致を保護する必要がある地域である。	6,729 (国 703 公 63 私 5,964)

名 称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)						
北ドブ湿原 集水域	下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 59 林班及び 152 林班の各一部	北ドブ湿原の集水域に位置する。林齡 200 年前後のブナ、ナラ等の広葉樹の天然林が広がり、北ドブ湿原の保全上重要な役割を果たしている。 利用上重要な土地及びその周辺地であり、現在の風致を保護する必要がある地域である。	159 <table border="1" style="float: right; margin-left: 10px;"><tr><td>国</td><td>159</td></tr><tr><td>公</td><td>0</td></tr><tr><td>私</td><td>0</td></tr></table>	国	159	公	0	私	0
国	159								
公	0								
私	0								
焼額山西斜 面	下高井郡山ノ内町 大字平穏及び大字夜間瀬の各一部	焼額山の西側斜面に位置する。 天然林が比較的保存されており、林齡 150 年前後のブナを中心とした広葉樹林が比較的広範囲で見られる。 利用上重要な土地及びその周辺地であり、現在の風致を保護する必要がある地域である。	674 <table border="1" style="float: right; margin-left: 10px;"><tr><td>国</td><td>0</td></tr><tr><td>公</td><td>420</td></tr><tr><td>私</td><td>253</td></tr></table>	国	0	公	420	私	253
国	0								
公	420								
私	253								
笠ヶ岳西	下高井郡山ノ内町 大字佐野の一部	笠ヶ岳より西側へと続く稜線から北側の斜面に位置する。林齡 150 年前後の広葉樹及び針葉樹の天然林が分布する。 利用上重要な土地及びその周辺地であり、現在の風致を保護する必要がある地域である。	159 <table border="1" style="float: right; margin-left: 10px;"><tr><td>国</td><td>0</td></tr><tr><td>公</td><td>159</td></tr><tr><td>私</td><td>0</td></tr></table>	国	0	公	159	私	0
国	0								
公	159								
私	0								
合 計			7,834						

※合計は、端数処理の関係で一致しない。

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8: 第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
長野県	下高井郡山ノ内町 大字佐野、大字平穏及び大字夜間瀬の各一部	2,134 (国 0 公 1,313 私 821)
	下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 54 林班、58 林班から 61 林班まで、64 林班、142 林班から 145 林班まで及び 152 林班から 156 林班までの各一部 下高井郡木島平村 大字上木島の一部	1,396 (国 1,392 公 5 私 0)
	下高井郡野沢温泉村内 国有林北信森林管理署 127 林班から 130 林班までの各一部	94 (国 94 公 0 私 0)
	下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 50 林班、54 林班、121 林班から 124 林班まで、126 林班及び 127 林班の各一部 下水内郡栄村 大字堺の一部	567 (国 453 公 0 私 114)
	合 計	4,192

※合計は、端数処理の関係で一致しない。

(表9：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)						
毛無山稜線、奥志賀公園栄線及び巢鷹湖	<p>下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 58 林班及び 142 林班から 145 林班までの各一部</p> <p>下高井郡野沢温泉村内 国有林北信森林管理署 127 林班から 130 林班までの各一部</p> <p>下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 121 林班から 124 林班まで、126 林班及び 127 林班の各一部</p>	<p>志賀高原地域の北端に位置する、巢鷹湖周辺の野営場、奥志賀公園栄線沿線、及び毛無山から続く南側稜線に位置する。</p> <p>巢鷹湖は夏季も冷涼な気候が人気で野営場としてレクリエーションの場を提供している。毛無山周辺のブナ、ナラ等の落葉広葉樹林は林齢 200 年を超える林分が多く、良好な風致を構成している。利用上重要な土地及びその周辺地で、風致に重大な影響を及ぼさない範囲で風致の維持を図る必要がある地域である。</p>	<p>717</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td> <td>717</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> </table>	国	717	公	0	私	0
国	717								
公	0								
私	0								
カヤノ平	<p>下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 54 林班、58 林班から 61 林班まで、152 林班及び 153 林班の各一部</p> <p>下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 54 林班の一部</p>	<p>北ドブ湿原西からカヤノ平牧場一帯の範囲に位置する。</p> <p>高原特有のなだらかな地形が広がり、牧場のほか野営場、遊歩道などが設置されておりレクリエーションの場を提供している。ブナ、ナラ等の落葉広葉樹林が良好な風致を構成している。利用上重要な土地及びその周辺地で、風致に重大な影響を及ぼさない範囲で風致の維持を図る必要がある地域である。</p>	<p>636</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>国</td> <td>636</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>0</td> </tr> </table>	国	636	公	0	私	0
国	636								
公	0								
私	0								

名 称	区 域	地 区 の 概 要	面積 (ha)
高標山及び 焼額山	下高井郡山ノ内町 大字平穏及び大字夜間瀬の各一部 下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 64 林班及び 154 林班から 156 林班までの各一部 大字上木島の一部	高標山周辺及び焼額山の北、東、南斜面に位置する。 高標山周辺はブナ、ナラ等の落葉広葉樹の天然林で、林齡が 200 年近い老齢林が広がる。焼額山の斜面はスキー場の開発が進んでいるが、一部で老齢林が残存し、良好な風致を構成している。利用上重要な土地及びその周辺地で、風致に重大な影響を及ぼさない範囲で風致の維持を図る必要がある地域である。	2,342 〔 国 479 公 1,041 私 821 〕
秋山林道	下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 50 林班の一部 大字堺の一部	雑魚川及び秋山林道の周辺に位置する。 ブナ、ナラ等の天然林及び人工林で構成されており、良好な風致を構成している。新緑や紅葉の時期には写真撮影の場として利用される。利用上重要な土地及びその周辺地で、風致に重大な影響を及ぼさない範囲で風致の維持を図る必要がある地域である。	221 〔 国 107 公 0 私 114 〕
本沢	下高井郡山ノ内町 大字佐野及び大字平穏の各一部	坊寺山南西の本沢周辺に位置する。 カラマツ人工林及び落葉広葉樹の天然林で構成されており、良好な風致を構成している。利用上重要な土地及びその周辺地で、風致に重大な影響を及ぼさない範囲で風致の維持を図る必要がある地域である。	277 〔 国 0 公 277 私 0 〕
合 計			4,192

※合計は、端数処理の関係で一致しない。

イ 関連事項

(ア) 採取等規制植物

採取又は損傷を規制する植物を次のとおりとする。

(表 10 : 採取等規制植物表)

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあっては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ属
ヒカリゴケ	ヒカリゴケ
ヒカゲノカズラ	ミヤマヒカゲノカズラ、ヒメスギラン、スギラン、マンネンスギ、コスギラン、タカネヒカゲノカズラ
イワヒバ	エゾヒメクラマゴケ、コケスギラン、ヒモカズラ、イワヒバ
ミズニラ	ヒメミズニラ
ハナヤスリ	ヒメハナワラビ、エゾフユノハナワラビ
イノモトソウ	ミヤマウラジロ、フジシダ
オシダ	ナンタイシダ、オクヤマワラビ、ナヨシダ、ウサギシダ、イワウサギシダ、タチヒメワラビ、トガクシデンダ、コガネシダ
シシガシラ	ミヤマシシガシラ
チャセンシダ	アオチャセンシダ、クモノスシダ
ウラボシ	ミヤマウラボシ、イワオモダカ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ミヤマビャクシン、ホンドミヤマネズ
イチイ	キャラボク
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
タデ	イブキトラノオ、ハルトラノオ、ムカゴトラノオ、ウラジロタデ、オンタデ、タカネスイバ

科名

種名（ミズゴケ科の植物にあっては属名）

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては属名）
ナデシコ	カトウハコベ、タガソデソウ、ミヤマミニナグサ、シナノナデシコ、エゾカワラナデシコ、タカネナデシコ、センジュガンビ、タカネツメクサ、コバノツメクサ、ワダソウ、ヒゲネワチガイ、エゾフスマ
モクレン	オオヤマレンゲ
キンポウゲ	オオレイジンソウ、ハコネトリカブト、レイジンソウ、オンタケブシ、イヌハコネトリカブト、アズマレイジンソウ、ホソバトリカブト、ミョウコウトリカブト、ジョウシュウトリカブト、タカネトリカブト、フクジュソウ、ヒメイチゲ、ハクサンイチゲ、ミスミソウ、イチリンソウ、キクザキイチリンソウ、アズマイチゲ、サンリンソウ、エゾイチゲ、レンゲショウマ、ミヤマオダマキ、リュウキンカ、ミヤマハンショウヅル、カザグルマ、トリガタハンショウヅル、バイカオウレン、ミツバオウレン、ミツバノバイカオウレン、シラネアオイ、アズマシロカネソウ、トウゴクサバノオ、オキナグサ、ミヤマキンポウゲ、イチョウバイカモ、イトキンポウゲ、ミヤマカラマツ、シキンカラマツ、モミジカラマツ、キンバイソウ、シナノキンバイ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク
メギ	サンカヨウ、クモイイカリソウ、トキワイカリソウ、ウラジロイカリソウ、トガクシショウマ
スイレン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	コシノカンアオイ、ウスバサイシン
オトギリソウ	オクヤマオトギリ、コオトギリ、ニッコウオトギリ、イワオトギリ、ミヤマオトギリ、トガクシオトギリ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ケシ	エゾエンゴサク、コマクサ、オサバグサ
アブラナ	ミヤマハタザオ、フジハタザオ、イワハタザオ、ミヤマガラシ、トガクシナズナ
ベンケイソウ	ツメレンゲ、ホソバイワベンケイ、イワベンケイ、ミヤママンネングサ、チチッパベンケイ
ユキノシタ	ハナチダケサシ、アラシグサ、ハナネコノメ、コシノチャルメルソウ、ヒメウメバチソウ、オオシラヒゲソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ヤシャビシャク、シコタンソウ、ヒメクモマグサ、ダイモンジソウ、ミヤマダイモンジソウ、ウラベニダイモンジソウ、クロクモソウ、フキユキノシタ、ハルユキノシタ

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては属名）
バラ	シモツケソウ、ノウゴウイチゴ、シロバナノヘビイチゴ、ミヤマダイコンソウ、チングルマ、エゾノコリンゴ、イワキンバイ、キンロバイ、ミヤマキンバイ、ウラジロキンバイ、クロバナロウゲ、ミネザクラ、オオタカネバラ、タカネイバラ、カラフトイバラ、コガネイチゴ、ベニバナイチゴ、キビナワシロイチゴ、タカネトウウチソウ、イワシモツケ、マルバイワシモツケ
マメ	ムラサキモメンヅル、イワオウギ、シャジクソウ
フウロソウ	グンナイフウロ、アサマフウロ、コフウロ、ハクサンフウロ
トウダイグサ	ハクサンタイグギ
ジンチョウゲ	ナニワズ
スミレ	キバナノコマノツメ、ウスバスミレ、チシマウスバスミレ、オオバキスミレ、ミヤマキスミレ、エゾアオイスミレ、タカネスミレ、ナエバキスミレ、ミヤマスミレ、ヒメスミレサイシン
アカバナ	アシボソアカバナ、ヒメアカバナ、ミヤマアカバナ
ミズキ	ゴゼンタチバナ
セリ	イワニンジン、イワテトウキ、ミシマサイコ、ハクサンサイコ、ミヤマゼンゴ、ミヤマセンキュウ、イブキゼリ、ミヤマニンジン、ハクサンボウフウ、オオカサモチ、タカネイブキボウフウ、シラネニンジン、ミヤマウイキョウ
イワウメ	イワウメ、ヒメイワカガミ、イワカガミ、イワウチワ
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ、ギンリョウソウ、コバノイチヤクソウ、ベニバナイチヤクソウ、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ、コイチヤクソウ
ツツジ	ヒメシャクナゲ、クロヒメシャクナゲ、コメバツガザクラ、イワヒゲ、ハリガネカズラ、アカモノ、シラタマノキ、ジムカデ、ミネズオウ、ウラジロヨウラク、ガクウラジロヨウラク、ヒメツルコケモモ、ツルコケモモ、イワナシ、アオノツガザクラ、コツガザクラ、ツガザクラ、ムラサキヤシオ、キバナシャクナゲ、ハクサンシャクナゲ、レンゲツツジ、ホンシャクナゲ、アズマシャクナゲ、サイコクミツバツツジ、アカヤシオ、オオコメツツジ、コメツツジ、トウゴクミツバツツジ、ミヤマホツツジ、サラサドウダン、ベニサラサドウダン、マルバウスゴ、コケモモ
ガンコウラン	ガンコウラン

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては属名）
サクラソウ	ヤナギトラノオ、ハクサンコザクラ、クリンソウ、オオサクラソウ、ユキワリソウ、サクラソウ、ツマトリソウ、コツマトリソウ
リンドウ	トウヤクリンドウ、オヤマリンドウ、リンドウ、ハルリンドウ、タテヤマリンドウ、エゾリンドウ、エゾオヤマリンドウ、ホロムイリンドウ、ハナイカリ、ホソバツルリンドウ、ムラサキセンブリ、イワイチョウ、ミツガシワ
アカネ	ツルアリドオシ
ムラサキ	エゾルリソウ、ミヤマムラサキ、ムラサキ
シソ	カイジンドウ、ミヤマクルマバナ、ムシャリンドウ、タテヤマウツボグサ、イブキジャコウソウ
ナス	アオホオズキ
ゴマノハグサ	ミヤマコゴメグサ、ホソバコゴメグサ、トガクシコゴメグサ、ヒメコゴメグサ、オオバミヅホオズキ、ミヤマシオガマ、ヨツバシオガマ、セリバシオガマ、オニシオガマ、トモエシオガマ、エゾシオガマ、ヒメクワガタ、グンバイヅル、ヒメトラノオ、ミヤマクワガタ、テングクワガタ、クガイソウ
イワタバコ	イワタバコ
ハマウツボ	オニク、キヨスミウツボ
タヌキモ	ムシトリスミレ、ヒメタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
オオバコ	ハクサンオオバコ
スイカズラ	ベニバナツクバネウツギ、リンネソウ、イボタヒヨウタンボク、コゴメヒヨウタンボク、コウグイスカグラ、オオヒヨウタンボク、キバナウツギ
オミナエシ	コキンレイカ
マツムシソウ	マツムシソウ、タカネマツムシソウ
キキョウ	フクシマシャジン、ヒメシャジン、ミヤマシャジン、イワシャジン、ハクサンシャジン、イワギキョウ、ヤマホタルブクロ、サワギキョウ、タニギキョウ、キキョウ

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては属名）
キク	チョウジギク、ウサギギク、ミヤマオトコヨモギ、アサギリソウ、ハコネギク、タカネコンギク、カニコウモリ、オクヤマコウモリ、イワインチン、モリアザミ、ホソエノアザミ、オニアザミ、ヤツガタケアザミ、ジョウシュウオニアザミ、ヤチアザミ、ニッコウアザミ、オキナアザミ、エゾムカシヨモギ、アズマギク、ミヤマアズマギク、ジョウシュウアズマギク、ハコネヒヨドリ、ミヤマコウゾリナ、ミズギク、タカネニガナ、クモマニガナ、ホソバヒナウスユキソウ、ウスユキソウ、ミネウスユキソウ、マルバダケブキ、オタカラコウ、カンチコウゾリナ、オオニガナ、ミヤマキタアザミ、カルイザワトウヒレン、ミヤコアザミ、シラネアザミ、クロトウヒレン、アサマヒゴタイ、ミヤマトウヒレン、ヒメヒゴタイ、ヤハズトウヒレン、ヤハズヒゴタイ、キクアザミ、コウリンカ、ダキバキオン、サワオグルマ、タカネコウリンカ、ミヤマアキノキリンソウ、ミヤマタンポポ
ユリ	ネバリノギラン、シロウマアサツキ、シブツアサツキ、ミヤマラッキョウ、ツバメオモト、スズラン、カタクリ、ミヤマクロユリ、ヒメアマナ、キバナノアマナ、キスゲ、アサマキスゲ、ニッコウキスゲ、イワギボウシ、トウギボウシ、オゼソウ、ササユリ、コオニユリ、ホソバコオニユリ、クルマユリ、チシマアマナ、ホソバノアマナ、ヒメマイヅルソウ、キンコウカ、キヌガサソウ、クルマバツクバネソウ、ワニグチソウ、ヤマトユキザサ、ハルナユキザサ、ヒロハユキザサ、オオバタケシマラン、チシマゼキショウ、イワショウブ、ハナゼキショウ、ヒメイワショウブ、タマガワホトトギス、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ、アマナ、タカネシュロソウ、タカネアオヤギソウ、コバイケイ
アヤメ	ヒオウギアヤメ
イグサ	ミヤマホソコウガイゼキショウ、タカネスズメノヒエ
ホシクサ	ノソリホシクサ
イネ	コミヤマヌカボ、ミヤマヌカボ、タカネコウボウ、ヒゲノガリヤス、ミヤマノガリヤス、タカネウシノケグサ、ミヤマドジョウツナギ
サトイモ	カルイザワテンナンショウ、ヒメカイウ、ミズバショウ、ヒメザゼンソウ、ザゼンソウ
ミクリ	ホソバタマミクリ
カヤツリグサ	タテヤマスゲ、ハクサンスゲ、クリイロスゲ、イトキンスゲ、コハリスゲ、タカネハリスゲ、ダケスゲ、キンスゲ、イワスゲ、

科名	種名（ミズゴケ科の植物にあっては属名）
	クモマシバスゲ、ヌイオスゲ、サギスゲ、ワタスゲ、ヒゲハリスゲ、ミネハリイ、ミヤマホタルイ
ラン	コアニチドリ、ミスズラン、エビネ、キンセイラン、ナツエビネ、キソエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、シュンラン、コアツモリ、アツモリソウ、キバナノアツモリソウ、イチヨウラン、サワラン、コイチヨウラン、アオスズラン、カキラン、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ミヤマウズラ、シュスラン、ノビネチドリ、テガタチドリ、ミヤマモジズリ、オオミズトンボ、ミズトンボ、ムカゴソウ、セイタカスズムシ、ジガバチソウ、クモキリソウ、スズムシソウ、フタバラン、ミヤマフタバラン、ホザキイチヨウラン、アリドオシラン、サカネラン、ハクサンチドリ、カモメラン、オノエラン、ウチョウラン、ニヨホウチドリ、コケイラン、ジンバイソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、マイサギソウ、タカネサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、キソチドリ、ナガバキソチドリ、オオヤマサギソウ、ミヤマチドリ、ホソバノキソチドリ、トキソウ、ヒトツボクロ、トンボソウ、ショウキラン

(イ) 乗入れ規制区域及び期間

車馬もしくは動力船を使用し、または航空機を着陸させることを規制する区域及び期間を次のとおりとする。

(表 11：乗入れ規制区域及び期間表)

名称	区 域	地種区分	地域の概要	面積(ha)	期 間
毛無山から北 ドブ湿原周辺	下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 58 林 班、59 林班、142 林班から 145 林班まで及び 152 林班の各一 部 下高井郡野沢温泉村内 国有林北信森林管理署 127 林 班及び 128 林班の各一部 下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 121 林 班から 124 林班まで、126 林班 及び 127 林班の各一部 (以上の区域のうち、道路、広場、 田、畑、牧場及び宅地を除く)	第 1 種特別地域 第 2 種特別地域 第 3 種特別地域	毛無山から八剣山にかけて緩やかな稜線が続き、 八剣山の南側には北ドブ湿原が位置する。 指定区域の周辺はイヌワシの生息地であり、また 北ドブ湿原は希少な湿原植物が分布することから、 こうした自然環境を保全するため主にスノーモー ビルを対象として乗入れ規制区域を指定する。	855	規制期間は 11 月 30 日から 6 月 1 日までとする。

(ウ) 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表 12 : 普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
長野県	下高井郡山ノ内町 大字佐野及び大字平穏の各一部	839 $\begin{cases} \text{国} & 0 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 839 \end{cases}$
	下高井郡木島平村内 国有林北信森林管理署 146 林班の全部並びに 56 林班から 58 林班まで、60 林班から 64 林班まで、142 林班から 145 林班まで、150 林班から 154 林班まで及び 156 林班の各 一部	2,539 $\begin{cases} \text{国} & 2,539 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 0 \end{cases}$
	下高井郡野沢温泉村内 国有林北信森林管理署 127 林班、128 林班及び 130 林班の 各一部 下高井郡野沢温泉村 大字豊郷野沢の一部	192 $\begin{cases} \text{国} & 150 \\ \text{公} & 9 \\ \text{私} & 33 \end{cases}$
	下水内郡栄村内 国有林北信森林管理署 52 林班から 54 林班まで、121 林班 から 124 林班まで、126 林班及び 127 林班の各一部 下水内郡栄村 大字堺の一部	246 $\begin{cases} \text{国} & 233 \\ \text{公} & 0 \\ \text{私} & 14 \end{cases}$
合 計		3,816

※合計は、端数処理の関係で一致しない。

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び町村別面積は次のとおりとなる。

(表13: 地域地区別土地所別面積総括表)

(単位: 面積 ha、比率%)

地域区分		特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公園地区				
地種区分		特別保護地区			第1種			第2種			第3種													
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私					
長野県	土地所有別面積	2,086	0	828	4,260	47	1,923	975	642	6,217	1,939	1,318	936	2,921	9	885	12,181	2,016	10,789	0				
	地種区分別面積	2,914			6,230			7,834			4,192													
	地域地区別面積				18,256												3,816							
	地域別面積	21,170												24,986										
合計	土地所有別面積	2,086	0	828	4,260	47	1,923	975	642	6,217	1,939	1,318	936	2,921	9	885	12,181	2,016	10,789	0				
	地種区分別面積(比率)	2,914			6,230			7,834			4,192													
	地域別面積(比率)				(24.9)												(16.8)							
	地域別面積(比率)	(11.7)												18,256			(73.1)							

※合計は、端数処理の関係で一致しない。

(表 14 : 地域地区別町村別面積総括表)

(単位 : 面積 ha)

地域区分			特 別 地 域					普通地域 (陸域)	合計 (陸域)	合計 (海域)
市町村名		特保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小計				
長野県	下高井郡	山ノ内町	2,914	5,468	6,822	2,134	17,338	839	18,177	0
		木島平村	0	7	529	1,396	1,933	2,539	4,472	0
		野沢温泉村	0	0	114	94	208	192	400	0
	下水内郡	栄村	0	754	369	567	1,690	246	1,936	0
合計			2,914	6,230	7,834	4,192	21,170	3,816	24,986	0

※合計は、端数処理の関係で一致しない。

3 事業計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

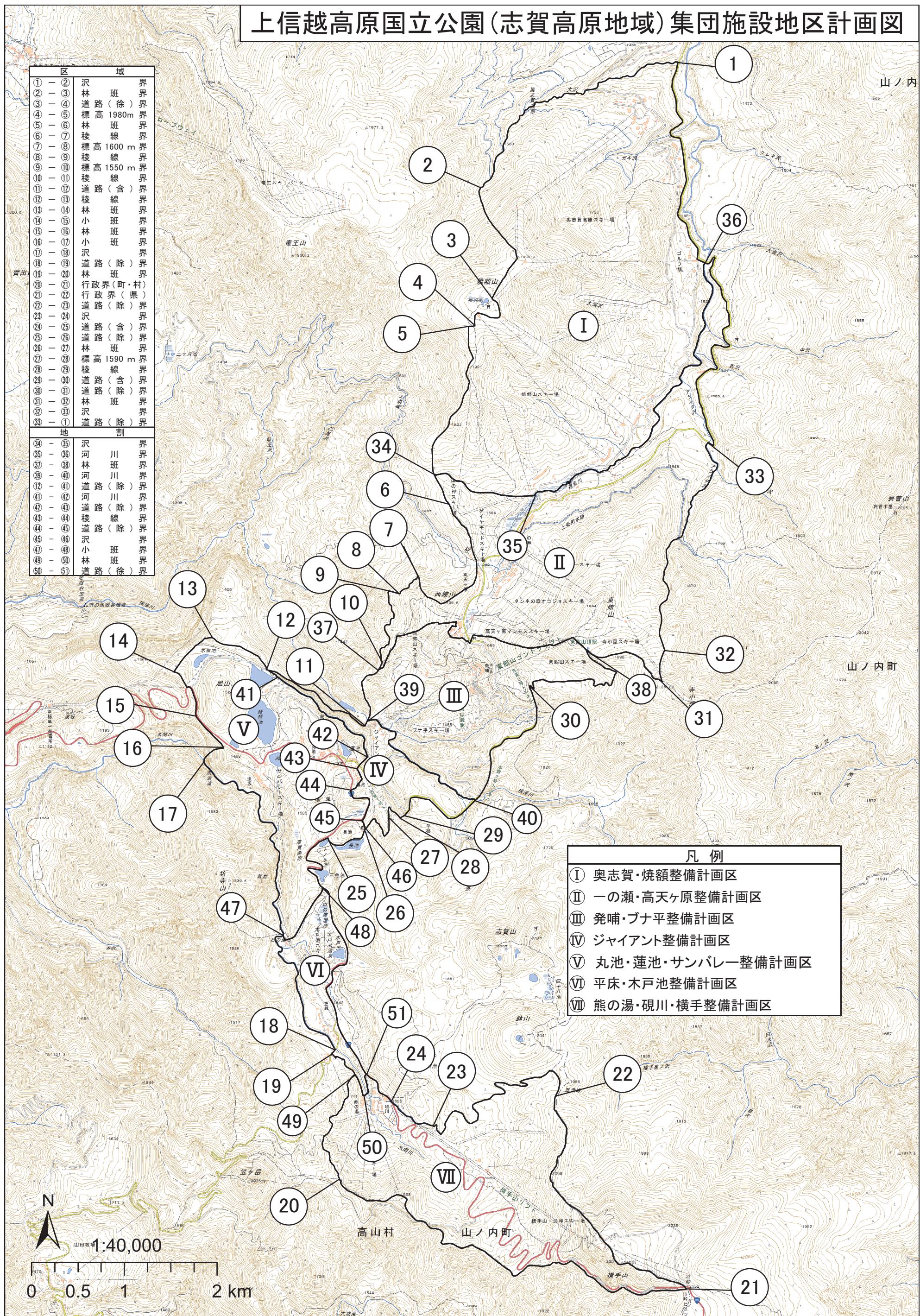
(ア) 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 15 : 集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区及び基盤施設	整備方針	面積(ha)	
1	志賀高原	下高井郡山ノ内町大字平穏及び夜間瀬の各一部	志賀高原集団施設地区は、長野県北部の国道 292 号及び県道奥志賀公園線沿線に位置し、およそ標高 1500m 以上の高原特有の地形に広がる広大な利用拠点である。土地所有は一般財団法人和合会、一般財団法人共益会及び山ノ内町となっており、大半が一般財団法人和合会所有地となっている。志賀高原ユネスコエコパークの指定区域のうち、緩衝地域としてその自然環境の保護と活用が理念として掲げられており、自然探勝を目的とした数多くの遊歩道が設定されているほか、広大なスキー場が集団施設地区内を結んでいる。また、岩菅山などへの登山拠点としても位置付けられ、各所に登山口が設定されている。 このため、本地区においては多数の湖沼と湿原に囲まれた高原性豊かな良好な風致を有するなど、魅力地点が多いことから、風致・自然環境の保全に十分留意して、スキー利用、自然探勝利用、登山利用等の拠点として園地や散策路の他、適切な情報発信施設等を計画する。	奥志賀・焼額整備計画区 一の瀬・高天ヶ原整備計画区 発哺・ブナ平整備計画区 ジャイアント整備計画区 丸池・蓮池・サンバレー整備計画区 平床・木戸池整備計画区 熊の湯・硯川・横手整備計画区	地区内の最北部に位置する計画区である。山ノ内町有地及び一般財団法人共益会所有地からなり、ブナの天然林などが観察できるほか、雑魚川渓谷への玄関口として今後の利用増加が想定される。地区内における春スキーの主要地点として4月以降のスキー利用が多いため、スキー場を整備するほか、ブナの天然林などの自然をじっくりと探勝するために必要な探勝路や園路を整備する。また、自然探勝やトレッキング利用を想定した利用者等の利便性を確保するため、標識や休憩所施設等を整備する。また、ペンションなどの宿泊施設を設置する。 地区内の北部に位置する計画区である。一般財団法人和合会所有地からなり、大規模な旅館区である一の瀬地区及び高天ヶ原地区の間に小雑魚川が流れ、在来イワナ個体群の産卵地に位置付けられていることから、排水については細心の注意を払う必要がある計画区である。大規模なスキー場を整備するほか、焼額山及び岩菅山等への登山の拠点になることから登山を想定した利用者等の利便性を確保するため、標識や休憩所施設等を整備する。 地区内の中央北部に位置する計画区である。一般財団法人和合会所有地からなり、東館山の中腹に位置する発哺地区とブナ平地区を1つの整備計画区として位置づける。発哺地区は蒸気泉が噴出していることから、温泉の宿舎事業を計画する。また、志賀高原内で唯一スキー場中腹に位置するブナ平地区については発哺地区とジャイアント地区との中間に位置することから、小規模なシャレー形式の宿舎事業を計画する。スキー場についてはこれまでのオリンピックコースのような上級者向けのコースから多様な利用者を想定したコースへ変更を計画する。 地区内の中央北部に位置する計画区である。一般財団法人和合会所有地からなり、周囲を焼額山、西館山、志賀山が作る高原に挟まれた本集団施設地区の中で最も標高の低い箇所に位置し、多くのスキー場の終着点となっていることから、利便性の高いスキー場事業を計画する。また、横湯川の渓谷沿いの静寂を楽しむことができる温泉を利用した宿舎事業を計画する。 地区内の中央部に位置する計画区である。一般財団法人和合会所有地からなり、志賀草津線道路（車道）及び県道奥志賀公園線の合流点に位置し、志賀高原全体の利用拠点として位置付けられる蓮池地区を中心として、蓮池、丸池、琵琶池、一沼等の点在する湖沼が特徴的である。地区の中でもユニバーサルデザインに特に配慮した整備を行うこととし、歩く利用に限らず様々なアクティビティの拠点として整備する。 地区内の中央南部に位置する計画区である。一般財団法人和合会所有地からなり、志賀草津線道路（車道）において志賀高原から横手山へ抜ける中間に位置し、古代湖（志賀湖）の影響で形成された平坦な地形が広がる平床は本地域の中でも特に高原性の風致を形成している場所である。志賀高原内で唯一噴泉が上がり、硫黄の香り漂う地区となっている。また、本地区からの笠ヶ岳の眺望は特に象徴的であるため、笠ヶ岳の眺望を阻害するような整備は厳に規制されるべき地域である。 地区内の最南部に位置する計画区である。一般財団法人和合会所有地からなり、志賀草津線道路（車道）沿線で最も群馬県寄りにある。志賀高原内でも最古の温泉である熊の湯から横手山にかけては、平床までの平坦な高原性の風致から草津白根山系の山岳景観に移行し、高原ドライブ道路として人気が高い。本地区は志賀高原で最も利用の多い志賀山回遊線道路（歩道）や笠ヶ岳登山の起点にあたることから登山口としての機能を十分發揮するための整備を行うとともに、高原ドライブ道路として利用の多い車道の整備を行う。	面積方針 面積計	909.5 532.7 259.8 75.3 301.7 69.7 398.8 国 公 私 0 465.1 2,082.4 2,547.5

上信越高原国立公園(志賀高原地域)集団施設地区計画図



(イ) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 16 : 単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	園地	長野県下高井郡山ノ内町 (地獄谷)	地獄谷における園地として整備する。	昭和 27 年 10 月 9 日
2	園地	長野県下高井郡山ノ内町 (沓打)	沓打における園地として整備する。	昭和 46 年 5 月 22 日
3	園地	長野県下高井郡山ノ内町 (大沼池)	大沼池における園地として整備する。	昭和 39 年 6 月 13 日
4	野営場	長野県下高井郡山ノ内町 (大沼池)	大沼池における野営場として整備する。	昭和 27 年 10 月 9 日
5	野営場	長野県下高井郡山ノ内町 (笠越)	笠越における野営場として整備する。	昭和 45 年 4 月 11 日に志賀高原 集団施設地区として計画された ものの振り替え。
6	植物園	長野県下高井郡山ノ内町 (長池)	長池周辺における植物園として整備する。	昭和 27 年 10 月 9 日に志賀高原 集団施設地区として計画された ものの振り替え。
7	園地	長野県下高井郡野沢温泉村 (巣鷹湖)	巣鷹湖周辺の園地として整備する。	新規
8	野営場	長野県下高井郡野沢温泉村 (巣鷹湖)	巣鷹湖周辺の野営場として整備する。	新規

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
9	園地	長野県下高井郡野沢温泉村 (毛無山)	毛無山周辺における園地として整備する。	新規
10	スキー場	長野県下高井郡野沢温泉村 (毛無山)	毛無山北斜面におけるスキー場として整備する。	新規
11	野営場	長野県下高井郡木島平村 (カヤノ平)	カヤノ平周辺の野営場として整備する。	新規
12	避難小屋	長野県下高井郡山ノ内町 (岩菅山)	岩菅山における避難小屋として整備する。	新規
13	宿舎	長野県下高井郡山ノ内町 (地獄谷)	地獄谷地域の宿舎として整備する。	新規
14	園地	長野県下高井郡山ノ内町 (坊平)	坊平周辺における園地として整備する。	新規
15	宿舎	長野県下高井郡山ノ内町及び群馬県吾妻郡中之条町 (横手山)	横手山周辺の自然探勝、登山利用者等の宿泊施設として整備する。	平成 19 年 3 月 30 日 (当初 : 昭和 32 年 3 月 29 日) ※草津・万座・浅間地域の公園 計画書上は番号 4 として整理
16	宿舎	長野県下高井郡山ノ内町及び群馬県吾妻郡中之条町 (渋峠)	渋峠周辺の自然探勝やスキー場利用者等のための宿泊施設として整備する。	平成 19 年 3 月 30 日 (当初 : 昭和 27 年 10 月 9 日) ※草津・万座・浅間地域の公園 計画書上は番号 32 として整理

(ウ) 道路

a 車道

車道を次のとおりとする。

(表 17 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	志賀草津線	起点－長野県下高井郡山ノ内町（平穏・国立公園境界） 終点－群馬県吾妻郡草津町（西の河原・国立公園境界）	琵琶池、木戸池、熊の湯、渋峠、弓池、殺生河原	平穏から西の河原へ至る車道として整備する。	平成 19 年 3 月 30 日 (当初 : 昭和 27 年 10 月 9 日)
2	横湯地獄谷線	起点－長野県下高井郡山ノ内町（平穏・国立公園境界） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（地獄谷）		平穏から地獄谷へ至る車道として整備する。	昭和 27 年 10 月 9 日
3	蓮池野沢線	起点－長野県下高井郡山ノ内町（蓮池・車道分岐点） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（西発哺南） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（西発哺北） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（奥志賀高原） 終点－長野県下高井郡木島平村（木島山北東・国立公園境界） 起点－長野県下水内郡栄村（木島山北西・国立公園境界） 終点－長野県下水内郡栄村（木島山北・国立公園境界） 起点－長野県下水内郡栄村（川クルミ沢西・国立公園境界） 終点－長野県下水内郡栄村（大次郎山南・国立公園境界） 起点－長野県下水内郡栄村（大次郎山北・国立公園境界） 終点－長野県下水内郡栄村（大次郎山北西・国立公園境界） 起点－長野県下水内郡栄村（ムジナ沢西・国立公園境界） 終点－長野県下高井郡野沢温泉村（毛無山南東・国立公園境界） 起点－長野県下高井郡野沢温泉村（毛無山東・国立公園境界） 終点－長野県下高井郡野沢温泉村（野沢温泉スキーリゾート）	蓮池、発哺、高天ヶ原、一の瀬、野沢温泉スキーリゾート	蓮池から西発哺、奥志賀高原、カヤノ平を経て、野沢温泉村へ至る車道として整備する。	一部昭和 27 年 10 月 9 日 計画変更に伴い集団施設地区 から道路（車道）に変更す る。
4	笠ヶ岳線	起点－長野県下高井郡山ノ内町（平床・車道分岐点） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（笠ヶ岳峠）		平床から笠ヶ岳峠へ至る車道として整備する。	新規
5	秋山線	起点－長野県下水内郡栄村（カヤノ平三叉路・車道分岐点） 終点－長野県下水内郡栄村（ムジナ平・国立公園境界）		奥志賀渓谷から切明へ至る車道として整備する。	新規

b 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 18 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	上信越自然歩道線	起点－長野県下高井郡山ノ内町（横手山） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（四十八池） 起点－長野県下高井郡山ノ内町（横湯川） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（発哺温泉） 起点－長野県下高井郡山ノ内町（発哺温泉） 終点－長野県下水内郡栄村（切明・国立公園境界）		横手山から四十八池、横湯川から発哺温泉及び発哺温泉から切明へ至る登山道として整備する。	昭和 48 年 2 月 2 日 (当初 : 昭和 46 年 11 月 9 日)
2	上林琵琶池線	起点－長野県下高井郡山ノ内町（地獄谷） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（琵琶池）		地獄谷から琵琶池へ至る登山道として整備する。	昭和 27 年 10 月 9 日
3	笠ヶ岳登山線	起点－長野県下高井郡山ノ内町（熊の湯） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（笠ヶ岳峰）		熊の湯から笠ヶ岳峰に至る登山道として整備する。	昭和 27 年 10 月 9 日
4	志賀高原長池線	起点－長野県下高井郡山ノ内町（長池） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（長池）		長池周辺における探勝歩道として整備する。	昭和 40 年 8 月 30 日
5	岩菅山登山線	起点－長野県下高井郡山ノ内町（一の瀬） 起点－長野県下高井郡山ノ内町（聖平） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（岩菅山ノッキリ・歩道合流点）		一の瀬旅館街及び聖平から岩菅山ノッキリに至る登山道として整備する。	昭和 36 年 10 月 24 日 利用の実態を踏まえ、起終点を整理する。
6	東館山切明縦走線	起点－長野県下高井郡山ノ内町（東館山山頂） 終点－長野県下水内郡栄村（切明・国立公園境界）	岩菅山、烏帽子岳	東館山から岩菅山を経て切明に至る縦走線として整備する。	昭和 27 年 10 月 9 日 利用の実態を踏まえ、起終点を整理する。
7	自然探勝路線	起点－長野県下高井郡山ノ内町（蓮池） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（硯川）	蓮池、池の平、下の小池、長池、上の小池、三角池、田ノ原湿原、木戸池、平床	蓮池から硯川に至る自然探勝路として整備する。	昭和 39 年 6 月 13 日 計画変更に伴い、集団施設地区から道路（歩道）に変更する。
8	志賀山回遊線	起点－長野県下高井郡山ノ内町（木戸池南） 起点－長野県下高井郡山ノ内町（硯川） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（大沼林道口） 起点－長野県下高井郡山ノ内町（清水駐車場） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（信大教育園）	大沼池、四十八池、渋池	木戸池南及び硯川から渋池、四十八池及び大沼池を経て大沼林道口に至る区間並びに清水駐車場から信大教育園に至る区間を自然探勝路として整備する。	昭和 27 年 10 月 9 日 利用の実態を踏まえ、区間を追加する。
9	志賀山縦走線	起点－長野県下高井郡山ノ内町（四十八池・歩道分岐点） 起点－長野県下高井郡山ノ内町（鉢山西・歩道分岐点） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（清水口）	志賀山、裏志賀山	四十八池及び鉢山西から志賀山を経て清水口に至る登山道として整備する。	昭和 27 年 10 月 9 日 利用の実態を踏まえ、起点を追加する。

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
10	カヤノ平八剣山登山線	起点－長野県下高井郡木島平村（カヤノ平野営場） 起点－長野県下高井郡木島平村（カヤノ平） 終点－長野県下高井郡木島平村（八剣山山頂）	北ドブ湿原、八剣山	カヤノ平から北ドブ湿原及び八剣山山頂へ至る探勝歩道として整備する。	新規
11	鳥甲山登山線	起点－長野県下水内郡栄村（ムジナ平・国立公園境界） 終点－長野県下水内郡栄村（鳥甲山山頂）	鳥甲山	鳥甲山山頂へ至る登山道として整備する。	新規
12	高標山登山線	起点－長野県下高井郡木島平村（カヤノ平野営場） 終点－長野県下高井郡木島平村（高標山山頂）	高標山	高標山山頂へ至る登山道として整備する。	新規
13	切明野反湖線	起点－長野県下水内郡栄村（切明・国立公園境界） 終点－長野県下水内郡栄村（渋沢ダム）		切明から野反湖へ至る登山道として整備する。	新規
14	大倉新道線	起点－長野県下高井郡山ノ内町（西発哺） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（一の瀬西）		西発哺から一の瀬へ至る自然探勝路として整備する。	新規
15	赤石山登山線	起点－長野県下高井郡山ノ内町（寺小屋峰・歩道分岐点） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（赤石山・歩道合流点） 起点－長野県下高井郡山ノ内町（大沼池・歩道分岐点） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（赤石山西・歩道合流点）	赤石山	寺子屋峰及び大沼池から赤石山へ至る登山道として整備する。	新規
16	法坂坊寺山線	起点－長野県下高井郡山ノ内町（法坂） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（坊寺山山頂）	幕岩、坊寺山	法坂から坊寺山山頂へ至る登山道として整備する。	新規
17	焼額山登山線	起点－長野県下高井郡山ノ内町（一の瀬） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（奥志賀高原）	稚児池	一の瀬から焼額山山頂を経て奥志賀高原へ至る登山道として整備する。	新規
18	上林水無池線	起点－長野県下高井郡山ノ内町（上林・国立公園境界） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（水無池・歩道合流点）		上林から水無池へ至る登山道として整備する。	新規
19	四十八池高沢山線	起点－長野県下高井郡山ノ内町（四十八池上分岐・歩道分岐点） 終点－群馬県吾妻郡中之条町（高沢山・歩道合流点）	赤石山	四十八池上の歩道分岐から赤石山を経て高沢山へ至る登山道として整備する。 ※ぐんま県境稜線トレイルとして整備を想定する。	新規

(エ) 運輸施設

運輸施設は次のとおりである。

(表 19 : 運輸施設表)

番号	路線名	種類	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	志賀高原前山	索道運送施設	長野県下高井郡山ノ内町 (志賀高原前山)	—	志賀高原前山における索道運送施設として整備する。	昭和 35 年 5 月 17 日
2	発哺東館山	索道運送施設	起点－長野県下高井郡山ノ内町 (発哺) 終点－長野県下高井郡山ノ内町 (東館山山頂)	—	発哺から東館山山頂へ至る索道運送施設として整備する。	昭和 35 年 5 月 17 日
3	丸池発哺	索道運送施設	起点－長野県下高井郡山ノ内町 (丸池) 終点－長野県下高井郡山ノ内町 (発哺)	—	丸池から発哺へ至る索道運送施設として整備する。	昭和 35 年 5 月 17 日
4	高天ヶ原	索道運送施設	起点－長野県下高井郡山ノ内町 (高天ヶ原) 終点－長野県下高井郡山ノ内町 (東館山)	—	高天ヶ原から東館山へ至る索道運送施設として整備する。	昭和 35 年 5 月 17 日 計画変更に伴い集団施設地区から索道運送施設に変更する。
5	横手山	索道運送施設	起点－長野県下高井郡山ノ内町 (横手山山麓) 終点－長野県下高井郡山ノ内町 (横手山山頂)	—	横手山山麓から横手山山頂へ至る索道運送施設とし整備する。	昭和 40 年 8 月 30 日 利用の実態を踏まえ、区間を追加する。

6	一の瀬	索道運送施設	起点－長野県下高井郡山ノ内町（一の瀬） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（東館山）	－	一の瀬から東館山へ至る索道運送施設として整備する。	新規
7	奥志賀高原	索道運送施設	起点－長野県下高井郡山ノ内町（奥志賀高原） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（焼額山）	－	奥志賀高原から焼額山へ至る索道運送施設として整備する。	新規
8	焼額山	索道運送施設	起点－長野県下高井郡山ノ内町（焼額） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（焼額山山頂）	－	焼額地域から焼額山山頂へ至る索道運送施設として整備する。	新規
9	熊の湯	索道運送施設	起点－長野県下高井郡山ノ内町（熊の湯） 終点－長野県下高井郡山ノ内町（松尾根）	－	熊の湯から松尾根へ至る索道運送施設として整備する。	新規
10	上ノ平毛無山	索道運送施設	起点－長野県下高井郡野沢温泉村（上ノ平） 終点－長野県下高井郡野沢温泉村（毛無山山頂）	－	上ノ平から毛無山山頂へ至る索道運送施設として整備する。	新規

4 参考事項

(1) 過去の経緯

ア 公園区域

昭和 24 年 9 月 7 日 上信越高原国立公園の区域の指定（厚生省告示第 183 号）

昭和 31 年 7 月 10 日 妙高・戸隠地域編入に伴う拡張（厚生省告示第 177 号）

平成 27 年 3 月 27 日 谷側地域の区域の変更（再検討）

妙高・戸隠地域の分離・独立に伴う縮小（環境省告示第 34 号）

イ 保護規制計画

昭和 27 年 10 月 28 日 特別地域の指定

昭和 38 年 10 月 10 日 特別地域の指定

昭和 44 年 1 月 10 日 特別保護地区の指定（志賀山）

昭和 45 年 4 月 11 日 特別地域の指定

昭和 46 年 11 月 17 日 汚水又は排水の排出規制区域の指定（大沼池）

ウ 利用計画（志賀高原地域に限る）

昭和 27 年 10 月 9 日 集団施設地区の追加

利用計画の決定（追加：苑池 3、宿舎 7、野営場 3、車道 3、歩道 6）

昭和 31 年 12 月 17 日 利用計画の決定（追加：スキー場 1）

昭和 32 年 3 月 29 日 利用計画の決定（追加：宿泊（山小屋）1）

昭和 32 年 10 月 1 日 集団施設地区の変更（区域指定）

昭和 33 年 8 月 9 日 利用計画の決定（追加：スキー場 1）

昭和 34 年 3 月 24 日 利用計画の決定（追加：スキー場 1）

昭和 34 年 5 月 29 日 利用計画の決定（追加：宿舎 1）

昭和 35 年 5 月 17 日 利用計画の決定（追加：索道 3）

集団施設地区の変更（区域の追加）

昭和 36 年 6 月 8 日 集団施設地区の変更（計画の変更）

昭和 36 年 10 月 24 日 利用計画の決定（追加：歩道 1）

昭和 38 年 10 月 10 日 集団施設地区の変更（区域変更）

昭和 39 年 6 月 13 日 利用計画の決定（追加：園地）

昭和 39 年 12 月 17 日 利用計画の決定（変更：宿舎（山小屋）→宿舎）

昭和 40 年 8 月 30 日 利用計画の決定（追加：索道 1、歩道 1）

昭和 41 年 3 月 18 日 利用計画の決定（追加：園地 1）

昭和 41 年 12 月 14 日 利用計画の決定（追加：宿舎 1）

昭和 45 年 4 月 11 日 集団施設地区の変更（区域及び計画の変更）

昭和 46 年 5 月 22 日 利用計画の決定（追加：園地 1）

昭和 46 年 11 月 9 日 利用計画の決定（追加：歩道 1）

昭和 48 年 2 月 2 日 利用計画の決定（追加：歩道 1）

平成 19 年 3 月 30 日 利用計画の決定（変更：車道 1）

